

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2017年7月27日～2017年8月2日)

平成 29 年(2017 年)8 月 4 日

H E A D L I N E S	
<p>政治 司法制度の改革及びドゥダ大統領の拒否権施行を巡る与党幹部の発言 法務省、共謀罪の厳罰化を検討中 ワルシャワ蜂起開始73周年 政府、要人警護組織再編を承認 欧州委による全国裁判・検察学校改正法に関する発表 欧州委による「法と支配」に関する発表を受けての反応 上院による欧州交通パッケージに対する批判 露、全空挺部隊に携帯対空ミサイルを配備 共同空挺降下訓練を実施 欧州司法裁判所、ビャウオヴィエジャ森林での伐採に対する仮禁止処分 北朝鮮による弾道ミサイル発射に関する外務省声明 欧州委による普通裁判所法改定を対象にした違反手続きの開始に対する声明 独紙、マチェレヴィチ国防相の言動はロシアを利すると批判 マチェレヴィチ国防大臣、ドイツの戦争補償支払い義務に関して発言 ポリティカ誌、国防副大臣名の、パトリオットミサイル関連の米国への書簡送付を掲載 トランプ米国大統領の対露制裁強化法案への署名に関する外務省声明 外務省のモットーの改定</p>	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります！ 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
<p>治安等 ワルシャワでベトナム人に対する襲撃事件発生 警察当局、ワルシャワ中央駅で発生した暴行事件の容疑者を拘束 ポーランド人の脅威認識に関する調査結果 検察当局、クレジットカード詐欺グループを告発 シュチェチンのショッピングセンターに爆破予告</p>	
<p>経済 年金基金改革 公共住宅増築計画 最低賃金引き上げ 商業施設税施行の延期 年金生活者に対する一時金の支給計画 対ウクライナ人査証免除の効果 Brexit に関するモラヴィエツキ副首相発言 石炭は依然としてエネルギーミックスで重要との政府方針 8月1日に PSE 社の電力需要がピークに 政府、原子力発電所建設を決定 原子力発電所建設にかかる諸問題</p>	
<p>大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 旅券(パスポート)の管理及び携行義務に関する注意喚起 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い パスポートダウンロード申請書の御案内 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	

ポーランド日本国大使館 ul.Szwolczerow 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
--	--

政 治

内 政

司法制度の改革及びドゥダ大統領の拒否権施行を巡る与党幹部の発言【7月27日～】

7月24日にドゥダ大統領が最高裁判所法及び全国裁判所評議会(KRS)法改正案に拒否権行使したことに関し、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、司法制度からの共産主義時代の影響の排除を目的とした改革を止めることは大統領の重大な間違いであったが、解決に向けて注力する旨述べた。7月31日、ジョブロ法相は、ポーランドの司法制度の真の変化を期待していた人々にとって悲しい一日だった、同決定は、大統領自身も含めて与党の選挙時の公約を果たすことが難しくなった、司法制度に真の変化をもたらすような法案の作成を期待する旨述べた。

法務省、共謀罪の厳罰化を検討中【7月27日】

7月27日、ドマホフスカ法務省報道官は、同省が公共の安全にかかわる謀議に対する厳罰化手続きを進めていることを明らかにした。現在のところ、具体的な改正内容は明らかになっていない。ポーランド

ドでは、2016年に警察当局が127件の謀議事案に関して捜査を行い、このうち40件について有罪が確定しているほか、今年も上半期だけで83件が捜査対象となっている。

ワルシャワ蜂起開始73周年【8月1日】

8月1日、ワルシャワ蜂起開始73周年を迎え、ポヴォンスキ墓地をはじめとするワルシャワ市内各地において記念行事が執り行われ、ドゥダ大統領をはじめとした政府高官が出席した。

政府、要人警護組織再編を承認【8月1日】

8月1日、政府は、内務・行政省に対し、要人警護組織・政府警護局(BOR)を国家警護局として再編することを承認した。国家警護局には、新たに、国家の安定に関わる犯罪に関する捜査及び情報収集権限が付与され、国際テロ対策や組織の規律保全等に関する対処能力の向上が見込まれている。

外交・安全保障

欧州委による全国裁判・検察学校改正法に関する発表【7月26日】

7月26日、欧州委員会はプレスリリースを発表し、5月11日に下院で可決され6月20日に施行されたポーランドの、同学校の教育モデルの導入、裁判所業務への募集制度の変更等を規定する全国裁判・検察学校改正法に関し、学校修了生では判事空席への応募が可能となり、法務大臣が同修了生を判事補として任命できることとなるが、法務大臣が判事補を任命する同制度は2007年に憲法法院により違憲判決を受け、2009年に市民プラットフォーム(PO)及び農民党(PSL)による前政権が判事補の任命を大統領が行うよう制度変更を行った経緯があり、今次改正により旧制度へと回帰したとして批判した。

欧州委による「法と支配」に関する発表を受けての反応【7月27日】

7月26日の欧州委員会によるポーランドの「法の支配」問題に関する発表を受け、外務省は、欧州委によるポーランドで現在進行中の立法プロセスへの介入は時期尚早であり、不当である旨声明を発表した。また、ポヘネク政府報道官は、ポーランドの国会が策定するあらゆる法律は憲法と民主主義の原則に基づいたものであり、ティーマンス欧州委副委員

長が本法案及びポーランドの関連法に対する理解を欠いたままで、ポーランドに不当な批判を行うのは遺憾である旨述べた。

上院による欧州交通パッケージに対する批判【7月27日】

7月27日、上院は、5月に欧州委員会が発表した欧州内の交通・輸送の近代化を目指した提案のパッケージとされる「交通パッケージ」について、同パッケージがEUの補完性原理に違反しており、導入された場合、ポーランドの経済の中で重要な役割を果たしている交通業界に損害を与えかねず、EUの共通市場の目的と矛盾していると指摘するとして批判決議を採択した。同パッケージでは、輸送会社では、欧州加盟国一国に於いて運転時間が3日以上の場合、その国の最低賃金を運転手に支払う義務が付けられる。

露、全空挺部隊に携帯対空ミサイルを配備【7月27日】

7月27日、ロシア空挺部隊司令官セルデウコフ上将は、全空挺部隊に最新の携帯対空ミサイルを配備させると発表した。同ミサイルは、射程6.5kmで、射撃対象は、航空機、ヘリだけでなく巡航ミサイル、

ドローンにも対処可能で、現有装備と比較し、命中率が向上されていると述べた。

共同空挺降下訓練を実施【7月27日】

7月27日、第6空挺旅団は、ポーランド南部のジヴィエツ湖周辺にて、ドイツ、オランダ、チェコ軍とともに湖上降下を含む共同空挺降下訓練を行った。

欧州司法裁判所、ビャウオヴィエジャ森林での伐採に対する仮禁止処分【7月28日】

7月28日、欧州司法裁判所は、ポーランド政府による欧州最古の原生林ビャウオヴィエジャ森林での樹木の伐採活動を対する仮禁止命令を発効し、一時的にビャウオヴィエジャ森林での全ての伐採を停止及び4日までに返答するようにポーランド政府に求めた。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に関する外務省声明【7月29日】

7月29日、外務省は、28日に北朝鮮が実施した弾道ミサイル発射を強く非難した。ポーランド政府は同国の国際的責任に違反する行動停止を継続的に求めてきた。その行動は容認出来ず、北朝鮮当局に対し、世界の平和及び地域の安全保障・安定への脅威を高める行動を停止するよう期待する旨の声明を発表した。

欧州委による普通裁判所法改定を対象にした違反手続きの開始に対する声明【7月29日】

7月29日、外務省は、欧州委員会が同日、28日に施行された普通裁判所法改定を対象に正式に違反手続きを開始したことに対して、欧州委員会の決定を承認し、欧州委員会に対して実質的な返答を提供する意図の声明を発表しつつ、社会政策及び司法制度の組織は、各加盟国の主権である旨の声明を発表した。同日、ティーマンス欧州委副委員長は、建設的な対話に向けてのヴァシチコフスキ外相及びジョプロ法相宛てのブリュッセルへの招待書簡を送付した。

独紙、マチェレヴィチ国防相の言動はロシアを利すると批判【7月31日】

7月31日、ドイツのフランクフルト総合新聞は、マチェレヴィチ国防大臣の欧州間の防衛協力を妨害し、

EUを分断させるような言動は、同大臣がレフ・カチンスキ元大統領を殺人したと主張するロシアに利することになっていると批判する論評を発表した。

マチェレヴィチ国防大臣、ドイツの戦争補償支払い義務に関して発言【8月1日】

8月1日、マチェレヴィチ国防大臣は、ドイツ軍がワルシャワ住民に対して大量殺人を犯したワルシャワ蜂起の記念日に関連して、ポーランドが第2次世界大戦の被害に対する補償の権利を放棄したわけではない、補償の権利を放棄したのは、ソ連の傀儡国家であったポーランド人民共和国であり、その対象も今のドイツではなく同じくソ連の傀儡国家であったドイツ民主共和国であったと強調し、法的な観点からドイツがポーランドに対して補償を支払う義務を負っている旨発言した。

ポリティカ誌、国防副大臣名の、パトリオットミサイル関連の米国への書簡送付を掲載【8月1日】

8月1日、ポリティカ誌は、7月12日付けで、ポーランド国防省が、コブナツキ国防副大臣名で、米国安全保障協力庁等米国政府宛てに、パトリオットミサイル等に関連した12項目の技術移転のオフセット契約を認めない限り契約しない旨の書簡を送付していたと報じ、同紙は、同技術移転は非常に困難で、大失敗に終わる懸念があると評価した。

トランプ米国大統領の対露制裁強化法案への署名に関する外務省声明【8月2日】

8月2日、外務省は、トランプ米国大統領が対露制裁を強化する法案に署名したことに関し、同制裁がノルド・ストリーム2関連企業も含まれることは、ポーランド及び中東欧の戦略的利益に一致しており、また、欧州全体のエネルギー供給の更なる多様化に貢献できる旨の声明を発表した。

外務省のモットーの改定【8月2日】

8月2日、外務省は、今までの「To Serve Poland—to build Europe—to understand the world」(ポーランドに仕える、欧州を構築する、世界を知る)から「Faithful to my Homeland, the Republic of Poland」(わが母国、ポーランド共和国に忠実)という新しいモットーに改定した。

治 安 等

ワルシャワでベトナム人に対する襲撃事件発生【7月27日】

7月27日、検察当局は、ワルシャワ市内で、ベトナム人男性がポーランド人容疑者にけん銃を突きつけられ、人種差別的な暴言を浴びせられる事案が発生

した旨発表した。同事案は、7月25日夕方、ワルシャワ文化科学宮殿付近で発生したもので、容疑者は、人種差別に基づく暴力行為、殺人未遂、銃火器の不法所持の容疑で告発されている。なお、事件当時、容疑者は酒に酔った状態で、けん銃には実弾が装

填されていた。

警察当局、ワルシャワ中央駅で発生した暴行事件の容疑者を拘束【7月28日】

7月28日、シロドミシチェ警察は、本年7月初旬にワルシャワ中央駅で発生した暴行事件に関与したとして36歳と33歳のポーランド人の男を逮捕した。同事件は、夜間、ワルシャワ中央駅入口で男性が3人の男に襲撃され、金品や携帯電話等の貴重品を強奪されたもので、事件の一部始終は駅に設置された監視カメラに録画されていた。なお、警察当局は、同事件に関与したとして既に36歳のポーランド人男性を拘束・起訴しており、今回の逮捕によって、同事件に関与した暴行犯全員が拘束された。

ポーランド人の脅威認識に関する調査結果【8月1日】

8月1日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、ポーランド国民の安全保障上の脅威認識に関する調査結果について報じた。同調査は、米国のピュー・リサーチセンターが2月16日から5月8日にかけて実施したもので、ポーランド国民はISIL(イラク・レバントのイスラム国)を安全保障上の最大の脅威と感じており、調査回答者66パーセントが同組織の脅威を指摘した。ま

た、イラク・シリア等からの難民流入についても、調査参加者の60パーセントが安全保障上の脅威と認識している。国家主体では、ポーランド国民はロシアを最大の脅威と認識しており、調査参加者の65パーセントが同国による脅威を指摘した。

検察当局、クレジットカード詐欺グループを告発【8月2日】

8月2日、グダンスク地方検察事務所は、クレジットカード詐欺及び不正使用の嫌疑でグルジア出身のウクライナ人2人とポーランド人2人で構成される詐欺グループを告発した。同グループはワルシャワを本拠とする虚偽の企業をかたり、39,600ズロチ相当の詐欺を行ったとされる。

シュチェチンのショッピングセンターに爆破予告【8月2日】

8月2日、ポーランド警察の緊急通報番号112に、シュチェチンのショッピングセンターに爆発物を設置した旨の脅迫電話が来電し、警察の爆発物処理部隊が出動して爆発物の捜査を実施したが、爆発物等の不審物は発見されなかった。同日、警察当局は、同電話の発信者を14歳と15歳の少年と特定し、虚偽の通報を行った容疑で拘束した。

経 済

経済政策

年金基金改革【7月27日】

モラヴィエツキ副首相は、ポーランド国営通信(PAP)に対し、開放型年金・社会保険基金(OFE)の改革を2018年7月に開始すると発言した。同改革で、OFEは解体され、その25%が「人口貯蓄基金(Demographic Reserve Fund)」に移行されることになる。副首相は、年金改革によって経済発展と株式市場の安定が見込まれると述べている。

公共住宅増築計画【7月27日】

2016年9月に政府が発表した「住宅・プラス」住宅増築計画の法案が上院を通過した。同計画は、国有地等に主に低所得層向けの賃貸住宅を建設し、将来的には所有も可能にするものとされる。モラヴィエツキ副首相は、ポーランドでは約100万戸の住宅が不足していると述べている。

最低賃金引き上げ【7月27日】

家族・労働・社会政策省は、2018年に最低賃金を月あたり2,100ズロチに引き上げるとの政令

案を発表した。これにより10億ズロチの歳入増を見込んでいる。

商業施設税施行の延期【7月31日】

財務省は、昨年7月に導入予定であった商業施設税の施行を2018年12月末まで延期することを決定した。この税は、月商1,700万~1億7,000万ズロチの商店については0.8%、それを上回る商店については1.4%を課税するもので、昨年9月に欧州委員会が施行差し止めを命じ、12月にポーランド政府が欧州司法裁判所に提訴している。

年金生活者に対する一時金の支給計画【8月2日】

ラファルスカ家族・労働・社会政策大臣は、テレビ番組で、政府が、高齢の低所得年金生活者向けに一時金の支払いを検討していると発言した。「年金受給者向け500プラス」と名付けられるこの計画は、検討は初期段階であるものの、来年度予算から相当の額が支出される方針とされる。

マクロ経済動向・統計

対ウクライナ人査証免除の効果【7月27日】

ラファルスカ家族・労働・社会政策大臣は、6月

に導入されたウクライナ人に対するEUの査証免除後も、多数のウクライナ人労働者がポーランドを去って他の EU 諸国に移動する事態は見込めないと発言した。同大臣は、査証免除の条件としてEUが求める生体認証旅券を持つウクライナ人はほとん

どいないほか、ウクライナ人の西欧諸国の労働市場へのアクセスは限られており、依然としてポーランドが魅力的な労働市場であるとも述べている。

ポーランド産業動向

Brexitに関するモラヴィエツキ副首相発言【7月28日】

モラヴィエツキ副首相は、Brexitによって英国に滞在する資格・能力が高いポーランド人が帰国することは経済的に意味があり有益である、Brexitが

貿易障壁等の引き金とならないことを望む、と述べた。英国には現在320万人のEU市民が滞在中であり、その約3分の1(約100万人)がポーランド人である。一方、ポーランド国内の失業率は、労働人口の減少により5%である。

エネルギー・環境

石炭は依然としてエネルギーミックスで重要との政府方針【7月26日】

政府は、年末までに公表される2030年までのエネルギーミックスについて、石炭のエネルギー構成比率を現行の84%から60%に減少させる予定とされる。他方、ポーランドの電力需要は、年2%の増加が見込まれるため、政府は、2016年に石炭に関する2つの新たな政策を準備していたが、欧州委の「ウインター・プラン」提案によって検討が必要となる。年末までに国全体の原発建設・石炭火力の建設に関する評価が求められているが、原発については、建設場所、発電技術、金融形態が決まっていない。

供給する予定とされる。PSE 報道担当は、「需要に対する電力貯蓄は維持され、大きな問題は発生しない見込み」と述べた。

政府、原子力発電所建設を決定【8月3日】

政府は、ポモージェ県に原発を建設することを決定した。報道によれば、次の段階は、技術評価及び資金調達策の策定となる。エネルギー省が国家予算と資金調達のルール形成を行う。

8月1日にPSE社の電力需要がピークに【8月2日】

電力送電企業PSEは、8月1日13時15分時点で23,215MWの電力需要が発生し過去の記録を更新したと発表した(前回記録は6月28日の22,883MW)。需要増の原因は、エアコンの大規模使用とされる。ピーク時の電源貯蔵は1,100MW必要と見込まれており、800MW以上を風力発電で

原子力発電所建設にかかる諸問題【8月3日】

複数の非公式情報によれば、原発建設は数日前に決定されたが、プロジェクトのための資金調達問題は未解決とされる。また、開発省は、フランスからの原子力技術購入を最良の選択肢と考えているが、エネルギー省は、中国と韓国の技術を使用する方が利益と主張しているとされる。建設予定地については、ポーランド北部の2か所(ルビアトヴォ・コパリノ及びジャルノヴィエツ)が検討されている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を

御覧ください。

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure.asp?id=173>

旅券(パスポート)の管理及び携行義務に関する注意喚起

パスポートの入ったバッグは身体から離さない、目を離さない、バスや地下鉄の車内ではリュック等は身体の前で抱える、といった注意を心がけてください。

万が一パスポートの紛失・盗難に遭った場合は、直ちに現地の警察に赴き、紛失届あるいは被害届を提出するとともに、いずれかの写し又は紛失・被害証明を入手し、日本国大使館又は総領事館の領事窓口まで御連絡ください。多くの国や地域では、外国人はパスポートを常時携行することが法律で義務付けられています。違反すると罰金等を科されることもありますので注意してください。

欧州でのテロ等に対する注意喚起

近年、日本人が出張や観光等で頻繁に訪れる欧米やアジアを含め、世界各地において、ISIL(イラク・レバントのイスラム国)をはじめとするイスラム過激派組織等によるテロ事件や、これらの過激派組織の主張に影響を受けたとみられる者による一匹狼(ローンウルフ)型のテロ事件等が多発しています。

特に、昨年バングラデシュ・ダッカで日本人7名が殺害された襲撃テロ事件や、英国、フランス、ドイツ、ベルギー、インドネシア、フィリピンといった都市の中心の観光名所でも、群衆等を標的としたテロ事件が発生しており、夏休みで海外に渡航し観光する方も多く見込まれる中、今後も同様の事件の発生が懸念されます。

夏にかけて、欧州では各地でスポーツ大会、音楽フェスティバル、独立記念日を祝う行事などのイベントが予定されており、これらを標的とするテロへの警戒が必要です。これに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も同じく懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

パスポートダウンロード申請書の御案内

本年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page3_001509.html

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【予定】浴衣ワークショップ (大人向け) 【8月10日(木)17時半~】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、大人向け浴衣ワークショップが開催されます (ポーランド語)。入場無料。座席に限りがありますので、参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

【予定】折り紙ワークショップ (子供向け) 【8月24日(木)10時半~】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、子供向け折り紙ワークショップが開催されます (ポーランド語)。入場無料。座席に限りがありますので、参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

【予定】芸術・教育プロジェクト「ダンスの若い魂」【9月4日(月), 6日(水), 9日(土), 10日(日)】

ポーランドのバレエ専門高校の学生及び欧州各国のバレエ学校に通う日本人学生による共同公演がポーランド各地で開催されます。入場券は各会場にて販売。

公演日程:

9月4日 18時30分 ウッチ大劇場

9月6日 18時30分 ウッチ大劇場

9月9日 18時 ホジュフ劇場

9月10日 18時 シロンスクオペラ

【予定】日本の伝統書藝術展 【9月19日(火)~29日(金)】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、稲垣小燕氏による書道作品が展示されます。入場無料。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

【予定】第7回国際ジュニア・子供柔道選手権大会 【9月23日(土)~24日(日)】

ウッチ市にて、学生スポーツクラブ「こころ」主催による『第7回国際ジュニア・子供柔道選手権大会』が開催されます。

開催場所: ウッチ県, ウッチ市, ul. Stanisława Małachowskiego 5/7

詳細: <http://www.judolodz.pl/>

【予定】第5回ポーランド空手選手権大会 「TATARIA CUP」 【9月23日】

ノバ・サジナ市にて、レジャイスク極真空手クラブ主催による『第5回ポーランド空手選手権大会 「TATARIA CUP」』が開催されます。

開催場所: ポトカルパチェ県, ノバ・サジナ市, ul. M. Konopnickiej 2

詳細: <http://www.karate.lezajsk.pl/>

この資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するもので

はありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やおすすめのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先メールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のアドレスまで御連絡ください。

大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

[在ポーランド日本国大使館 newsmai@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmai@wr.mofa.go.jp) (御連絡は電子メールでお願いします。)